

## 別紙

現行の住宅補助の規定について

教育改革・国際課  
令和2年5月

○在外教育施設教員派遣規則  
(昭和五十六年四月二十日 文部省訓令第二十七号)

(在勤手当の支給期間)

第 九 条 在勤基本手当及び住居手当の支給期間は、派遣教員が在勤地に到着した日の翌日から、任務を終了し在勤地を出発する日の前日までとする。

○在外教育施設派遣教員在勤手当支給要項  
(昭和56年4月20日 文部大臣裁定)

(家賃の額に含めうる費用)

第 8 次に掲げる費用(契約上の家賃に含まれていないものに限る。第1号から第4号までにあつては住宅の契約期間で、第5号にあつては在勤基本手当の支給期間でその額を月割した額をいう。)は、この支払いを立証する住居契約書等がある場合には、これを含めて家賃の額とすることができる。

(略)

五 在勤基本手当の支給期間を超える期間で借上げ住宅の賃貸契約を締結しなければならない場合で、文部科学大臣が認めたときにあつては、在勤基本手当の支給期間を超える期間に係る家賃相当額について当該額を必要に応じ改定して得た額。

以上

出典：文部科学省 教育改革・国際課

## 日本人学校等派遣教師の住居手当について

例① = 住居手当の上限額が**15万円**の国で10万円の家を借りた場合

国内待機	国内待機	着任
4月	5月	6月以降
－10万円	－10万円	住居手当は月額10万円+(20万円を任期の残りで割った分)

例② = 住居手当の上限額が**15万円**の国で15万円の家を借りた場合

4月	5月	6月以降
－15万円	－15万円	住居手当は月額15万円 補填なし。30万円が自己負担に！

出典：文部科学省 教育改革・国際課への聞き取りをもとに船後事務所が作成

令和2年5月21日 参議院文教科学委員会 れいわ新選組：船後靖彦